

ＣＴＢＴに関する安倍晋三日本国総理大臣とヌルスルタン・ナザルバエフ・カザフ
スタン共和国大統領による共同声明
(２０１５年１０月２７日 於：アスタナ)

我々、日本の首相とカザフスタンの大統領は、核兵器のない世界の実現へのコミットメントを再確認し、これは２１世紀における人類の主要な目標であると考えます。その目標に向けた我々の努力における中核的かつ不可欠な要素として、我々は、２０１５年から２０１７年まで、包括的核実験禁止条約（ＣＴＢＴ）の発効に向けたＣＴＢＴ第１４条の共同調整国として、ＣＴＢＴの早期発効の実現のため努力を惜しまないとの強固なコミットメントを新たにします。

我々は、２０１５年８月に、国際社会が広島と長崎への原爆投下による壊滅的な人道的結末からの７０年を想起したことに留意する。我々はまた、来年が、セミパラチンスクの核実験場閉鎖から２５周年、ＣＴＢＴ署名開放から２０周年、そして中央アジア非核地帯を設立するためのセミパラチンスク条約の署名から１０周年となることに留意する。

これらの歴史的契機は、核兵器が廃絶されるまでの間、核兵器不使用の歴史を継続することの必要性及び人類が核兵器の使用又は核実験による長期間継続する悲劇的影響を二度と経験しないよう確保するとの決意の強化を、我々に今一度想起させるものである。

核兵器の脅威を経験し、これを十分に認識する国として、日本とカザフスタンは核兵器がもたらす人道的惨劇について、世界中の人々の認識を向上させる道義的権限と責任を共有する。この特別な使命を念頭に置き、日本とカザフスタンは、核兵器のない世界を追求すべく緊密に協働する決意である。

我々は、ＣＴＢＴが、本日時点で１８３か国の署名と１６４か国の批准を得て、ほぼ普遍的な支持を達成していることを歓迎し、全ての未署名・未批准国に対し、可能な限り早期の署名・批准を求めるべく協働していく。

ＣＴＢＴが未発効であることに依然として強い懸念を持ち、ＣＴＢＴ発効のために批准が必要な残りの８つの発効要件国に対し、遅滞なくＣＴＢＴの署名・批准を行うよう求める。（注）

我々は、二国間、地域間及び多数国間のレベルにおけるＣＴＢＴの早期発効を促進するための、賢人グループを含む様々なイニシアティブを完全に支持する。

我々は、全ての国に対し、１９９１年８月のセミパラチンスク実験場閉鎖が前向きな影響を与えたプロセスである核爆発実験のモラトリアムを継続するよう求める。日本とカザフスタンは、法的義務の代替とはならないものの、継続的な核爆発実験モラトリアムによって核実験の禁止は国際社会における事実上の規範となっているとの見解を共有する。

これに関し、我々は、国際的な義務に明白に違反した２００６年、２００９年及び２０１３年の北朝鮮による核実験を強く遺憾に思い、北朝鮮に対して更なる核実験を自制するよう求める。また、我々は北朝鮮に対し、関連する国連安保理決議及び

2005年9月19日の六者会合共同声明を完全に遵守し、非核化に向けた具体的な行動をとるよう求める。

我々は、全ての国に対し、CTBTの速やかな発効の達成のため最大限の努力を尽くすよう求める。我々は、この崇高な目標の実現のために個別及び共同による取組を傾注する。

(注)

CTBTの発効に批准が必要なCTBT附属書二掲載国：中国、北朝鮮、エジプト、インド、イラン、イスラエル、パキスタン、米国

日本国内閣総理大臣
安倍晋三

カザフスタン共和国大統領
ヌルスルタン・ナザルバエフ